

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本測量調査技術協会の常勤役員(以下「役員」という)の報酬等に関する事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 役員に対する報酬は給与のみとし、その他の報酬は支給しない。

2 役員給与の支給基準は、民間企業の役員給与水準等を考慮して、月額100万円を超えない範囲内とし、各常勤理事の報酬額は事業年度ごとに理事会で決定する。

3 役員給与の支給日は、毎月25日(その日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日)とする。

4 役員給与は法令等に基づき、その役員給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で役員名義の口座に振込みにより支払うものとする。

5 月の初日以外の日において新たに役員に任命された者に対するその月分の給与の額については、第2項に規定する額を当該月の土曜日及び日曜日以外の日数で除して得た額に、その者が役員となった日からその月の末日までの土曜日及び日曜日以外の日数を乗じて得た額とする。

6 月の末日以外の日において退職または解任された者に対する退職当月分の給与については、第2項に規定する額を当該月の土曜日及び日曜日以外の日数で除して得た額に、その者が当該月の初日からその者が退職または解任された日までの土曜日及び日曜日以外の日数を乗じて得た額とする。

7 死亡した役員に対する死亡当月分の給与については、第2項に規定する支給額の全額を支給する。

(費用)

第3条 役員に対する費用として、通勤手当、旅費(宿泊費を含む)、交通費及びその他の職務遂行に要する費用を支給する。

2 通勤手当は通勤のため公共交通機関を利用する役員に対して支給するものとし、通勤手当の額は合理的な通勤経路に基づいて算定した額とする。計算方法、支払い方法等は給与支給に準ずる。

3 旅費及び交通費については、別に定める旅費規定に従うものとする。

附 則

1. この規程は、平成24年4月1日より施行するものとする。

2. 平成29年6月23日一部改定。

3. 令和3年6月23日一部改定。

4. 2023年(令和5年)3月15日一部改定。